

ケーブルインターネット契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 諫早ケーブルテレビジョン放送株式会社（以下、「当社」といいます。）は、このインターネットサービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより、インターネットサービス（インターネット接続サービス及びそのサービスに附帯するその他のサービスとします。以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4. 電気通信回線	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をしたものをいいます。）から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回路設備
5. インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6. 加入契約	当社からインターネットサービスの提供を受けるための加入契約
7. 加入者	当社と契約を締結している者
8. 加入者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
9. 端末設備	加入者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
10. 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
11. 自営端末設備	加入者が設置する端末設備
12. 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
13. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者

14. 技術基準等	事業法の規定に基づき当社が定めるインターネットサービスに係る端末設備等の接続の条件及び端末設備等規則（昭和60年総務省令第31号）で定める技術基準
15. 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 加入契約

（インターネットサービスの種類等）

第4条 加入契約には、料金表に規定する本サービスの種類、種別、品目等があります。

（加入契約の単位）

第5条 当社は、加入者回線1回線ごとに1の加入契約を締結します。この場合、加入者は1の加入契約につき1人に限ります。

（ドメイン名及びインターネットネットワークアドレスの特定等）

第6条 本サービスにおいて使用するドメイン名及びインターネットネットワークアドレスは、当社が許可したものをご利用して頂きます。

- 2・加入者は、前項のドメイン名以外のドメイン名及び前項のインターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを使用して本サービスを利用することはできません。

（最低利用期間）

第7条 本サービスの最低利用期間は3ヶ月とします。

- 2・加入者は、前項の最低利用期間内に加入契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、当社が別途定める違約金を支払って頂くものとします。
- 3・キャンペーンに適用される加入者は、そのキャンペーンに規定された期間内に加入契約の解除があった場合は、理由の如何を問わず、加入当初特典を受けた割引相当額を手数料として申し受けるものとします。

（加入者回線の終端）

第8条 当社は、加入者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを加入者回線の終端とします。

当社は、前項の設置場所を定めるときは、加入者と協議します。

（加入契約申込みの方法）

第9条 加入契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入申込書を当社に提出して頂くものとします。但し、加入契約を申込みする者が所有又は占有する敷地、家屋又は構築物に、賃貸借人その他加入者回線の設置に関する利害に関係する者（以下「利害関係人」といいます。）がいる場合には、加入契約の申込みをする者は、加入申込書の他に、当社所定の方法により、利害関係人の承諾を提出して頂くものとします。

- (1) 料金表に定める本サービスの種類、種別、品目等
- (2) 加入者回線の終端とする場所
- (3) その他本サービスの内容を特定するために必要な事項

（加入契約申込みの承諾）

第10条 当社は、加入契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、加入契約の申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

- 2・当社は、前項の規定に係わらず、本サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
- 3・当社は、第1項の規定に係わらず、次に該当する場合には、加入契約の申込みを承諾しないことがあります。又、当社は承諾後においても次の各号に該当する事実が判明した場合には、違約の責めを負うことなくその承諾を取り消すことができることとします。
 - (1) 加入者回線を設置し、又は保守することができない場合、もしくは著しく困難な場合、その他技術的な理由によりサービスの提供が困難な場合
 - (2) 加入契約の申込みをした者が自己に課せられた債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の履行を現に怠り、又は怠る恐れがあると当社が判断した場合
 - (3) -2債務の履行実績を怠り、又は怠る恐れがあると当社が判断した場合は、当社が指定する期間の支払実績を作って頂くものとします。
 - (4) 加入申込書の記載事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号及び符合情報等の相違、記入漏れ等をいいます。）がある場合
 - (5) 加入契約の申込みをした者が所有又は占有する敷地、家屋又は構造物等において、利害関係人がいる場合であって、当社所定の書名による利害関係人からの承諾が得られない場合
 - (6) 加入契約の申込みをした者が未成年者、成年後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
 - (7) 同一住所において、明らかに同一と認められる企業・団体・個人による申込みが重複する場合
 - (8) 工事、料金支払い等について、当社が定める方法に従って頂けない場合
 - (9) 加入契約の申込みをした者がこの約款に違反する恐れがあると当社が判断した場合
 - (10) その他、当社の業務に著しい支障がある場合
- 4・加入契約の申込みをした者は、加入契約成立後、表記支払方法により定められた期日に料金表に定める工事代金を一括して当社に支払うものとします。
- 5・当社は、本人性及び年齢並びに建物専有権限の確認の為、身分証等の提示を求める場合があります。
- 6・加入契約による権利は、加入申込書に記載した人物にあるものとします。

（インターネットサービスの種類等の変更）

- 第11条 加入者は、料金表に規定する本サービスの種類、種別、品目等の変更の請求をすることができます。
- 2・前項の請求の方法及びその承諾については、第9条（加入契約申込みの方法）及び第10条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の加入契約内容の変更）

- 第12条 当社は、第11条（インターネットサービスの種類等の変更）以外のその他の加入契約内容の変更を加入者から請求された場合は、第9条（加入契約申込みの方法）に規定する加入契約内容の変更を行います。
- 2・前項の請求があったときは、当社は、第10条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（譲渡の禁止）

- 第13条 加入者が加入契約に基づいて本サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

（加入者の地位の承継）

- 第14条 加入者である個人が死亡した場合には、当該個人に係る本サービスは終了します。ただし当社に申し出ることにより、相続人（相続人が複数あるときは、遺産分割協議により加入者の地位を承継した者で1名に限る）は、引き続き当該加入契約による本サービスの提供を受けることができます。こ

の場合、相続人は死亡した加入契約者の当該契約上の地位を承継するものとします。

2・相続又は法人の合併により、加入者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後相続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類及び当社所定の書面をすみやかに当社に提出して頂くものとします。

3・地位を承継した者は、当該契約上の債務も承継するものとします。

(加入者が行う加入契約の解除)

第15条 加入者は、加入契約を解除しようとするときは、14日前までにそのことを当社が別に定める当社所定の書面によりその旨を通知して頂くものとします。

2・前項による加入契約の解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信回線設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復旧費用を負担して頂くものとします。

(当社が行う加入契約の解除)

第16条 当社は、次の場合には、加入者に催告の上、加入契約を解除することができます。

(1) 約款に違反する行為があった場合

(2) 第24条（料金の適用）に定める利用料等を2ヶ月以上継続して支払義務を怠った場合。

(3) 第21条（利用停止）の規定により本サービスの利用停止をされた加入者が、なおその事実を解消しない場合

2・前項の場合において、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときには、催告を要しないで、直ちに本サービスの提供を停止し、その加入契約を解除することができます。

3・当社は、第1項に規定により、その加入契約を解除した場合には、当社に帰する電気通信回線設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復旧費用を負担して頂くものとします。

4・加入者は加入契約を解除されたときは、当社が別途定める解約手数料金を当社に支払うものとします。

5・加入者は加入契約を解除されたときは、直ちにこの加入契約による全ての権利を失うものとします。

第3章 付加機能

(付加機能の提供等)

第17条 当社は、加入者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第4章 回線相互接続

(回線相互接続の請求)

第18条 加入者は、その加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社に提出して頂くものとします。

2・当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

(回線相互接続の変更・廃止)

第19条 加入者は、第18条（回線相互接続の請求）の回線相互接続を変更又は廃止しようとするときは、その旨を当社所定の方法により当社に通知して頂くものとします。

2・第18条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第20条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
- (2) 第23条（利用の制限）の規定により本サービスの利用を中止する場合
- (3) 他の電気通信事業者の電気通信サービスに障害が生じ、本サービスの提供が困難になった場合
- (4) やむを得ない事由により、当社の電気通信設備に障害が生じた場合
- (5) 天災等の不可抗力

2・前項の規定により、本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを当社所定の方法にて加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第21条 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）。
 - (2) 本サービスの料金その他の債務の支払いのため、加入者が指定する預金口座の利用が解約その他の理由により認められなくなった場合
 - (3) 加入契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明した場合
 - (4) 第46条（利用に係る加入者の義務）の規定に違反した場合
 - (5) 第47条（禁止事項）の各号のいずれかに該当し、第48条（情報等の削除等）第1号ないし第3号の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
 - (6) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続した場合
 - (7) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気設備通信設備について当社の電気通信設備との接続を廃止しない場合
 - (8) 第6条（ドメイン名及びインターネットネットワークアドレスの特定等）第2項の規定に違反した場合
 - (9) 本約款に違反した恐れのある加入者を調査する場合
 - (10) 前各号のほか、この約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与える恐れのある行為を行った場合
- 2・当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止をするときは、あらかじめ当社所定の方法にてその理由を加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(加入契約の終了)

第22条 当社は、次の場合には、加入者に催告の上、加入契約を終了することができます。

- (1) 電気通信回線の地中化等、当社又は加入者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で本サービスの継続ができない場合
- (2) 共同住宅、集合住宅等の共聴施設により本サービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。

第6章 利用の制限

(利用の制限)

- 第23条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。
- 2 ・通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
 - 3 ・本サービスの加入者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

第7章 料金等

第1節 料金

(料金の適用)

- 第24条 本サービスの料金は、利用料、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。
- 2 ・当社は、社会経済情勢の変化に伴い、料金等の改定をすることができるものとします。改定する場合は、2ヶ月前に当該加入者に通知するものとします。

(端数処理)

- 第25条 料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

(料金の支払い)

- 第26条 料金の支払いは、当社、もしくは当社の委託する集金代行業者により、加入申込時に記入した指定金融機関より支払うものとします。
- 2 ・前項において料金の引落しができない場合は、加入者は料金その他の債務について、当社が指定する方法にて支払いを要します。この場合に発生する手数料は加入者の負担とします。

第2節 料金の支払い義務

(利用料等の支払義務)

- 第27条 加入者は、その加入契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日）の属する翌月から起算して、加入契約の解除があった日（付加機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があった日）の属する月までの期間（提供を開始した日に属する月と解除又は廃止があった日の属する月が同一の月である場合は1月間とします。）については、当社が提供する本サービスの態様に応じて加入契約ごとに料金表に規定する利用料等の支払いを要します。
- 2 ・前項の期間において、利用中止等により本サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払いは、次によります。
 - (1) 第20条（利用中止）の規定により、本サービスの提供の中止があった場合は、第43条（責任の制限）の規定により取り扱います。
 - (2) 第21条（利用停止）の規定により、本サービスの提供の停止があった場合における当該停止期

間の利用料等は、当該サービスが利用されていたものとして取り扱います。

(3) 第23条（利用の制限）の規定により、本サービスの提供の制限があった場合における当該制限期間の利用料等は、当該サービスが利用されていたものとして取り扱います。

3・当社は、支払いを要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（手続に関する料金の支払義務）

第28条 加入者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその加入契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（工事に関する費用の支払義務）

第29条 加入者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその加入契約の解除又は請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2・工事の着手後で完了前に解除等があった場合は、加入者は、工事に関する費用の支払いを要します。

（施設設置費用の支払い）

第30条 加入者への引込み端子から加入者施設までの引込線構築のために、自営柱または地下埋設の管路の設置等を要するときは、加入者はその費用を当社に支払って頂くものとします。

（割増金）

第31条 加入者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

（延滞処理）

第32条 加入者は、料金を定められた期日までに遅滞なく支払わなければなりません。加入者が、加入者の都合により、支払指定日に支払われなかった場合は、遅延損害金を当社に支払うものとします。

2・前項の場合には、加入者は、料金その他の債務（延滞手数料は除く）について、当社が定める期日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

（期限の利益の喪失）

第33条 加入者は料金その他の債務について一部でも履行を遅延したときは、当社の請求により当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務の弁済をして頂くものとします。

（債権譲渡）

第34条 加入者は、当社が第三者に、当社が加入者に対して有する加入者の料金その他の債務についての債権を譲渡又は信託し、もしくは担保権を設定することがあることを予め承諾して頂くものとします。

（債権回収）

第35条 当社は、加入者から料金若しくはその他の債務又はこれらに係る延滞利息（以下、この条において「債権等」といいます。）の支払いが無い場合は、債権等の回収を当社と業務契約を締結し、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき許可を受けた債権回収会社にその支払案内を委託することがあります。この場合、加入者の契約情報及び債権等の情報は債権回収会社に提供されます。

第8章 施設

(施設の設置)

第36条 当社のサービスの提供をするために必要とする施設の設置工事は、全て当社又は当社の指定する者が行なうものとします。

- 2・当社は、本サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該加入者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は加入者が負うものとし、後日苦情が生じた場合があっても、当社はその責を負わないものとします。

(端末接続装置等の貸与)

第37条 当社は、加入者に対し、端末接続装置を貸与します。

- 2・加入者は、第15条（加入者が行う加入契約の解除）及び第16条（当社が行う加入契約の解除）に定める解除の場合、直ちに端末接続装置を当社に返還するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、当社が別途定める損害金を加入者に請求します。
- 3・当社が認める場合を除き、加入者は端末接続装置の交換を請求できません。
- 4・加入者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
- 5・加入者は、故意又は過失により端末設備機器を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、又、紛失及び修理不能による場合は、当社が別途定める損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。
- 6・利用者は、当社が必要に応じて行なう場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
- 7・当社が、この約款に基づいて貸与する機器、及び設置する設備等に必要な電気は加入者から提供して頂くものとします。

(加入者回線の移転)

第38条 加入者は、加入者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、加入者回線の移転を請求できます。

- 2・加入者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
- 3・当社は、第1項の請求があったときは、第10条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 4・第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社の指定した者が行います。

第9章 保守

(当社の維持責任)

第39条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年総務省令第30号）に適合するよう維持します。

(加入者の維持責任)

第40条 加入者は、善良なる管理者の注意義務をもって、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持して頂くものとします。

(設備の修理又は復旧の順位)

第41条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

(加入者の切分け責任)

- 第42条 加入者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下本条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をして頂くものとします。
- 2・前項の確認に際して、加入者から要求があった場合には、当社又は当社の指定する者が、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を加入者にお知らせします。
 - 3・当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を加入者にお知らせした後において、加入者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、加入者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担して頂くものとします。
 - 4・加入者は、当社の提供するサービスに異常をきたしている原因が加入者の施設による場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。（本サービス以外のものを含みます。）
 - 5・加入者は、加入者の故意又は過失により当社の施設に故障又は損傷が生じた場合は、その施設に修復に要した費用を負担するものとします。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

- 第43条 当社は、当社のインターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、当社のインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その加入者の損害を賠償します。
- 2・前項の場合において、当社は、当社のインターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間について、24時間ごとに日数を計算し（24時間未満は日数に加えません。）、その日数に対応するその当社のインターネット接続サービスの利用料等の料金額（料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料等については、当社のインターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社の契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
 - 3・第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により当社のインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
 - 4・他の電気通信事業者の責めに帰す事由により、当社のインターネット接続サービスを提供できなかったとき、当社は加入者の請求に基づき、他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度として、加入者に対する損害額を適正に算出し賠償します。
 - 5・前4項の規定に係わらず、当社は、当社のインターネット接続サービスの利用により発生した加入者と第三者との間に生じた加入者又は第三者の損害、及び当社のインターネット接続サービスを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた加入者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

(免責)

- 第44条 当社は、加入者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、第43条（責任の制限）の規定によるほか、以下に該当する場合は、何らの責任も負いません。又、損害賠償には応じません。
- (1) 天災気象状況、事変による機能停止及び障害
 - (2) 停電による機能停止及び障害
 - (3) 伝送路施設及び利用者施設並びに受信機などに起因する事故
 - (4) 当社施設の維持管理の必要上、当社サービスが一時的に停止する場合
 - (5) その他、当社の責に帰することのできない事由
- 2・当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 3・当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準の変更により、現に加入者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
- 4・当社は、当社が貸与する端末設備装置を除き、加入者が使用する機器、ソフトウェア等の動作保証はしません。

第11章 雑 則

(承諾の限界)

- 第45条 当社は、加入者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を当社所定の方法にてその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る加入者の義務)

- 第46条 加入者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
- 2・加入者は、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
 - 3・加入者は、故意に加入者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
 - 4・加入者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
 - 5・加入者は、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
 - 6・加入者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払って頂くものとします。

(禁止事項)

- 第47条 加入者は、当社が貸与した端末接続装置を改造、変造、解析等を行ってはならないものとします。

- 2・加入者は、当社が貸与した端末接続装置を当社の許可なく第三者に、貸与、質入れ及び譲渡してはならないものとします。
- 3・加入者は、当社が貸与する以外の端末接続装置を当社の許可なく、当社の電気通信回線に接続してはならないものとします。
- 4・加入者は、本サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える行為を行わないこととします。
- 5・加入者は、本サービスとサービス用設備（第三者へサービスを提供するための通信設備、電子計算機、その他の機器、及びソフトウェア）を接続しないものとし、かつ本サービスの全部又は一部を第三者へ提供しないものとします。
- 6・加入者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。
 - (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
 - (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
 - (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用をき損する行為
 - (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつく恐れの高い行為
 - (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
 - (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (7) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為
 - (8) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (9) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (10) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはその恐れのあるメールを送信する行為
 - (11) 他者の設備等又はインターネットサービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与える恐れのある行為
 - (12) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - (13) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負し、仲介し又は誘引する行為
 - (14) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 - (15) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為
 - (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを貼る行為
 - (17) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
 - (18) 違法な使用で当社回線を著しく占有する行為

（情報等の削除等）

第48条 当社は、加入者による本サービスの利用が第47条（禁止事項）の各号に該当する場合、当該利用に関し他者からクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合は、当該加入者に対し、次に掲げる各号の要求又は措置を講ずることができます。

- (1) 第47条（禁止事項）の各号に該当する行為の中止

- (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議
 - (3) 加入者に対する表示した情報の削除
 - (4) 事前の通知をせず、加入者の発信又は表示する情報の全部もしくは一部の削除、又は他者が閲覧できない状態に置くこと
- 2・前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

(相互接続事業者のインターネットサービス)

第49条 加入者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その加入者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承諾して頂くものとします。

- 2・加入契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネットサービス利用契約についても解除があったものとします。

(ユーザID及びパスワードの管理責任)

第50条 加入者は自己のID（当社が付与するVoIPユーザID、VoIPユーザーパスワード、メールアドレス、パスワード。以下同じとします。）及びこれに対応するパスワードの使用及び管理について全ての責任を負うものとします。

- 2・加入者は、前項に規定する責任を怠り、第三者が加入者のID及びこれに対応するパスワードを使用し、インターネットサービスを利用した場合、当該第三者のインターネットサービスの利用に対して全ての責任を負うものとします。
- 3・前項に該当する事実が判明したとき、加入者は当社に通知するものとします。
- 4・加入契約が解除となった場合は、加入者は当社にIDを返還するものとします。

(メールウイルスチェックサービスの内容と免責事項)

第51条 メールウイルスチェックサービスは、当社より加入者に提供するメールアドレス宛のメールをその時点で既知のものであるメールウイルスを当社側設備にて除去するものとします。

- 2・メールウイルスチェックサービスは、利用者の特定の目的に適合すること、利用者の期待通りの機能を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りが無いこと、電子メールまたは自営端末設備及びその中にインストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他完全な機能を果たすことを一切保証するものではありません。
- 3・メールウイルスチェックサービスは、本ソフトウェアが有する機能、性能及びその他の仕様の範囲で提供するものとし、コンピュータウイルスの検知と駆除において全てのコンピュータウイルスの検知と駆除を何ら保証するものではありません。
- 4・メールウイルスチェックサービスの利用に起因して、加入者又はその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害及び逸失利益に関して、当社では一切の責任を負いません。
- 5・加入者は自己の責任において、本サービスを利用するために必要なコンピュータ端末、通信機器、通信回線その他の設備を保持管理するものとします。

(加入者の関係者による利用)

第52条 加入者は加入者の家族又はその他の者（以下「関係者」といいます。）が本サービスを利用する時は、当該関係者に対しても、加入者と同様にこの約款を遵守させる義務を負うものとします。

- 2・前項の場合、加入者は、当該関係者が第47条（禁止事項）各号に定める禁止事項のいずれかを行い、又はその故意又は過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該加入者の行為とみなして、この契約約款の各条項が適用されるものとします。

(個人情報の取扱い)

第53条 当社は、加入者の個人情報を別途定める「個人情報保護に対する基本方針」及び「個人情報の保護

に関する宣言」に基づいて適正に取り扱います。

2・当社は、加入者の個人情報を前項に該当する目的以外に利用しないものとし、加入者の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

3・当社は、第1項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。

4・当社は、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。

(1) 本人の同意がある場合

(2) 裁判官の発付する令状により強制処分として搜索・押収等がなされる場合

(3) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合

(4) 人の生命、身体及び財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

(5) 個人情報の保護に関する法律で認められている場合

(通信の秘密)

第54条 当社は事業法第4条に基づき、加入者の通信の秘密を守ります。

2・当社は、刑事訴訟法第218条に基づく強制的処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

(約款の効力)

第55条 約款のいずれかの条項が関係法令等の変更又は新設により、無効又は執行不能と判断された場合、かかる無効又は執行不能な条項は、当該条項を規定した意図に最も適合する有効かつ執行可能な関係法令等に基づく条項に置きかえられるものとします。その他の条項はなお効力を有し存続するものとします。

(閲覧)

第56条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(関連法令の遵守)

第57条 当社は、この約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

(合意管轄)

第58条 本約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入者と当社との間における一切の紛争等については、長崎地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

(通知)

第59条 当社が、加入者の届け出た住所に宛てて通知を発した場合、当該通知が加入者に届かない場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(定めなき事項)

第60条 この約款に定めなき事項が生じた場合、当社及び加入者は契約約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

附則 (実施期日)

この約款は、平成20年1月1日より実施します。

別記1

修理又は復旧する電気通信設備の順位は、次に定めるところによります。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの
	水防機関に設置されるもの
	消防機関に設置されるもの
	災害救助機関に設置されるもの
	警察機関に設置されるもの
	防衛機関に設置されるもの
	輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
	通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
	電力の供給に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給に直接関係のある機関に設置されるもの
	水道の供給に直接関係のある機関に設置されるもの
	選挙管理機関に設置されるもの
	別記3の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの
	預貯金業務を行なう金融機関に設置されるもの
3	国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないものに設置されるもの

(別記2)

別記2の表中第2順位に規定する基準については、次に定めるところによります。

区分	基準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社。 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的としてあまねく販売されること。 (2) 発行部数が、1の表号について8,000部以上あること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けたもの。
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準を全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をする為のニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

IP電話利用規約

諫早ケーブルテレビジョン放送株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社のインターネットサービスの加入者（以下「加入者」といいます。）を対象に提供するIP電話サービス「3SUN電話」（以下「本サービス」といいます。）に関して、当社所定の申込み手続を完了し利用する者（以下「利用者」といいます。）に対し、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めるものとします。

利用者は本規約の他、インターネットサービス契約約款（以下「契約約款」といいます。）が適用されることを確認するものとします。本規約に規定のない事項については、契約約款が適用されます。

当社は、本サービスの利用者の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の本規約によります。

第1条（定義）

本規約における用語を以下のとおり定義します。

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) VoIP | インターネットプロトコルにより音声通話を実現する技術 |
| (2) IP電話 | VoIP網を利用して提供する音声電話サービス |
| (3) 一般電話 | 日本国内の公衆網と有線で接続された一般電話サービス |
| (4) IP電話接続装置 | IP電話を利用することを可能にするVoIP機能を有する通信機器 |

第2条（契約の単位）

当社は、加入者回線1回線ごとに1の利用規約を締結します。

第3条（利用条件）

- ・当社のインターネットサービスのうち、本サービスが指定するプランの契約をしている加入者、もしくは、本サービスの利用申込みと同時に本サービスが指定するプランの契約を申込み加入者としてします。
- ・本サービスの利用の際に、当社より貸出されたIP電話接続装置を使用して利用する者としてします。

第4条（利用申込み）

- ・本サービスの利用を希望する加入者（以下「申込者」といいます。）は、本規約を十分に確認し、別途定める申込み手続に従って申込みを行うものとします。
- ・当社は、申込者が以下のいずれかに該当した場合、当該申込者の利用申込みを承認しないことがあります。
 - (1) 申込者が、日本国外に居住する場合
 - (2) 申込み内容に虚偽、誤記または記入もれがあった場合
 - (3) 申込者が、当社のインターネットサービスの加入者でない場合
 - (4) 申込者がその他の利用料金の支払いを怠っている場合、または、怠る恐れがあると当社が判断した場合
 - (5) 申込者の支払い口座につき、金融機関等により、利用停止処分等が行われている場合
 - (6) 当社が、申込者を利用者とするのが技術上著しく困難である、または業務の遂行上著しい支障があると当社が判断する場合

- (7) その他、当社が申込者を利用者とすることを不相当と判断する場合
- 3・当社は、利用申込みの承認後であっても、利用者が前項のいずれかに該当することが判明した場合には、本サービスの提供を停止することができるものとします。

第5条（サービスの範囲）

- 1・本サービスは、音声通話を利用者に対し提供するものとします。
- 2・利用者は、IP電話で発信ができない番号があることを確認するものとします。

第6条（通話品質）

- 1・本サービスに関する通話品質は利用者の利用形態および利用時の通信速度等により変動する場合があります。
- 2・当社は、本サービスに関する通話品質および接続に関する保証は一切行わないものとします。
- 3・利用者が、本サービスの利用中に通話品質の低下等何らかの異常を感じた場合、当社にその旨を速やかに通知するものとします。

第7条（電話番号の付与）

- 1・当社は、加入者回線1回線ごとに、本サービスに必要な電話番号〔050に続く8桁の番号〕（以下「IP電話番号」といいます。）を利用者に対して付与するものとします。
- 2・利用者は、IP電話番号を指定することはできません。当社が空き番号より自動的に割当てするものとします。
- 3・当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IP電話番号を変更することがあります。
- 4・当社は、第3項の規定により、IP電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを加入者に通知します。
- 5・利用者は、一度付与されたIP電話番号の変更の請求はできません。
- 6・IP電話番号に係わる管理責任は、利用者が負うものとします。IP電話番号の第三者による使用、使用上の過誤、紛失、その他による損害は利用者が負うものとし、本規約等で特に定める場合を除き、当社は一切責任を負いません。
- 7・本サービスが、解約された場合、解約前のIP電話番号については、再度本サービスをご利用いただいた場合でも、ご利用いただくことはできません。

第8条（通話の切り替え）

利用者は、IP電話で発信ができない番号があり、この場合において利用者が別途契約している一般電話会社の回線に切り替えて発信することになる為、一般電話会社での通話料がかかることをあらかじめ確認、了承するものとします。ただし、利用者が、一般電話会社への加入契約をしていない場合には、一般電話会社の回線へ通話の切り替えをすることができませんので、この限りではありません。

第9条（発信者電話番号通知）

- 1・本サービスを利用した通話については、IP電話番号を着信先の端末機器へ通知します。ただし、次の通話については、この限りではありません。
 - (1) 通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話
 - (2) 発信電話番号非通知機能の設定を行っているIP電話接続装置から行う通話（通話の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通話を除きます。）
- 2・当社は、電話番号を着信先の端末機器等へ通知するまたは通知しないことに伴い発生する損害については、利用者その他のいかなる者に対しても、一切の責任を負わないものとします。

第10条（利用料金）

- 1・利用者は、当社が別途提示する3SUN電話料金表（以下「料金表」といいます。）に規定する

本サービスの基本料金、IP電話接続装置貸出料金、手続に関する料金および工事に関する料金を当社に支払うものとします。

- 2・利用者は、国際通話料金を除き、利用料金以外に消費税相当額を負担するものとします。
- 3・利用者は、本サービスの基本料金については、通話の有無にかかわらず、加入月の翌月分から支払うことを承諾するものとします。
- 4・利用者は、手続に関する料金および工事に関する料金を加入月の翌月に支払うことを承諾するものとします。
- 5・利用者は、通話料金等については、利用した月の通話料金を翌月に支払うことを承諾するものとします。
- 6・当社は、本サービスにおける利用料金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。
- 7・利用料金の支払いについて、利用者と当社との間に生じる問題を理由として、利用者が利用料金の支払いを拒む場合には、当社は、当該紛争期間中において、当該利用者による本サービスの利用を停止することができるものとします。
- 8・当社は、本規約に異なる定めのある場合を除き、本サービスに関して、本サービス契約成立時点以降の解約等があった場合であっても、利用者から受領した利用料金、その他の債務の払い戻しは一切行いません。
- 9・本サービスが理由の如何を問わず解約となった場合は、解約月の利用日数に関わらず、解約月を含む月単位の利用料金を解約月の翌月に支払うものとします。
- 10・利用者は、当社に支払うべき金額を支払期日を経過してもなお支払がない場合には、延滞金額に対する支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した額を遅延損害金として、当社が指定する期日までに支払うことを承諾することとします。

第11条 (料金等の支払い方法)

- 1・利用者は、当社が定める方法にて、料金等を支払うものとします。
- 2・当社が定める方法にて、定められた振替日に利用者指定の口座から引落されるものとします。

第12条 (債権譲渡)

利用者は、当社が第三者に、当社が有する本サービスの利用料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第13条 (通知及び同意の方法)

当社は、利用者に対し随時必要な事項を当社所定の方法により通知します。通知は、当社が当該通知の内容を表示した時点より、効力が生じるものとします。

第14条 (サービスの内容などの変更)

当社は、利用者への事前の通知および承諾なくして、本サービスの利用料金、諸条件、運用規則、または内容、名称等を変更することができ、利用者はこれを承諾するものとします。この変更には、本サービスの内容、名称に関する、全部または一部の改廃等を含みますが、これに限定されないものとします。

第15条 (利用者による本サービスの解約)

- 1・本サービスの解約を希望する利用者（以下「解約希望者」といいます。）は、14日前までにそのことを当社が別に定める当社所定の方法により通知していただきます。
- 2・当社は、解約申請を受付け、IP電話接続装置の撤去またはシステムの登録解除により本サービスの提供を中止することにより解約を完了します。なお解約申請後であっても解約処理が完了

するまでの間に、解約希望者が利用した本サービスの利用料金は当社が指定する期日までに支払うことを了承するものとします。

第16条 (利用者による本サービスの利用休止および再開)

- 1 ・当社は、利用者から当社のインターネットサービスの利用休止の請求があったときは、本サービスの利用休止も併せて行います。休止の請求は、希望日の14日以上前に当社の所定書式によりその旨を申し出るものとします。また、その期間を変更する場合も同様です。
- 2 ・本サービスのみの利用休止はできません。
- 3 ・利用者は、利用休止の間もIP電話番号の維持費といたしまして、本サービスの基本料金を当社に支払うものとします。

第17条 (当社による本サービスの停止・中断及び解約)

- 1 ・加入者が、次のいずれかに該当する場合は、当社は当該加入者に事前に何ら通知することなく、本サービスの利用の停止・中断または解約をすることができるものとします。
 - (1) 本サービスの利用条件を満たせなくなった場合
 - (2) 第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合
 - (3) 利用料金の支払債務の履行遅延または不履行が1回でもあった場合
 - (4) 利用者に対する破産の申立があった場合または利用者が補助開始、保佐開始または成年後見開始の審判を受けた場合
 - (5) 本規約に違反したと当社が判断した場合
 - (6) システムの不正使用があった場合
 - (7) 他人の著作権その他の権利の侵害、および公序良俗に反する行為、または法令に反する態様で本サービスを利用した場合
 - (8) その他、当社が利用者として不適当と判断した場合
- 2 ・第1項により本サービスが停止・中断となった場合でも、利用者は、本サービスの基本料金を当社に支払うものとします。
- 3 ・第1項により本サービスの契約を解約された利用者は、当該時点で発生している利用料金の支払い等、当社に対して負担する債務の一切を一括して履行するものとします。
- 4 ・当社は、次のいずれかの事由が生じた場合、利用者に対し事前にまたは事後に通知し、本サービスの全部または一部の提供を停止・中断できるものとします。
 - (1) 本サービスの提供に必要な設備の保守点検等を定期的にもしくは緊急に行う場合
 - (2) 本サービスの提供に必要な設備に故障等が生じた場合
 - (3) 停電、火災、地震その他不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
 - (4) 当社が、本サービスを提供することが技術的に著しく困難な場合
 - (5) 政府機関の規制、命令による時、またはVoIPシステム提供事業者等がそのサービスの提供を停止・中断した場合
 - (6) その他、当社が、本サービスの運営上、停止が必要と判断した場合
- 5 ・本条により本サービスが停止・中断または解約となった場合でも、当社は、利用者その他のいかなる者に対しても、一切の責任を負わないものとします。

第18条 (サービスの終了)

- 1 ・当社のインターネットサービスの加入者でなくなった場合は本サービスも終了します。
- 2 ・社は、事前に通知をしたうえで、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。

第19条 (免責事項)

- 1 ・当社は、通話品質を含む一切の本サービスの内容について、その完全性、確実性、有用性等の

いかなる保証も行わないものとします。

- 2 ・ 当社は、VoIPシステム提供事業者等のサービスに関する事項およびそれらのサービスに起因する本サービスの不具合については、一切の責任を負わないものとします。
- 3 ・ 当社は、本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、および本サービスを通じて登録、提供される情報等の消失等、またはその他本サービスに関連して発生した利用者または第三者の損害について、別途定めがある場合を除いて、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第20条（責任の制限）

当社の過失により本サービスを提供できなかったときは、原則として本サービスを全く利用できなかった状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、お客さまの損害を賠償します。この場合、その全く利用できなかった状態が連続した時間について24時間ごとに日数を計算（24時間未満の端数は切捨て）し、その日数に対応する利用料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

第21条（本規約に基づく権利の譲渡の禁止）

利用者が、本規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡することはできないものとします。

附則（実施期日）

この規約は、平成16年8月1日から実施します。

この改正規約は、平成20年1月1日から実施します。

IP電話接続装置貸出規約

諫早ケーブルテレビジョン放送株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が提供するIP電話サービス「3SUN電話」（以下「本サービス」といいます。）を利用することを目的としてIP電話接続装置（以下「接続装置」といいます。）の貸出を受ける利用者（以下「利用者」といいます。）に対し、以下のとおりIP電話接続装置貸出規約（以下「本規約」といいます。）を定めるものとします。

利用者は本規約の他、インターネットサービス契約約款（以下「契約約款」といいます。）および3SUN電話利用規約が適用されることを確認するものとします。

本規約に規定のない事項については、「契約約款」および「3SUN電話利用規約」が適用されます。当社は、本サービスの利用者の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。

この場合、本サービスの提供条件は変更後の本規約によります。

第1条（接続装置の貸出）

- 1・当社は、本サービスの利用者に接続装置を貸出します。
- 2・利用者に貸出する接続装置は、利用者が利用する本サービスに応じて当社が選択・決定するものとします。また、利用者に貸出される接続装置は、第8条の場合を除き、変更、取替えができないものとします。
- 3・当社より貸出された接続装置については、利用者は、本サービス以外に使用することはできません。

第2条（本規約の適用及び終了）

- 1・本規約の適用は、あらかじめ本規約に同意の上、「契約約款」および「3SUN電話利用規約」により、本サービスの利用契約が成立した時とします。
- 2・本規約は、当社または当社が指定するものによって、接続装置を引渡したときから適用するものとします。ただし、本サービスの利用契約が成立しない場合は、本規約は適用しないものとします。
- 3・第3条の貸出料金の発生時期は、本条2項によって本規約が適用された時点とします。
- 4・貸出の解約は、「契約約款」および「3SUN電話利用規約」に準ずるものとします。
- 5・利用者が、利用者たる地位を喪失した場合には、本規約に基づく接続装置の貸出は喪失するものとします。ただし、接続装置が当社の提供する他の通信サービス（インターネットサービス等）と併用の場合で、他の通信サービスを継続する場合には、この限りではありません。
- 6・本条第2項、第5項の定め該当する場合は、第9条の定めを準用するものとし、利用者は同条に従い接続装置を当社に返却するものとします。

第3条（貸出料金等）

接続装置の貸出料金は、別途定める「3SUN電話料金表」（以下「料金表」といいます。）によるものとし、利用者は本サービスの基本料金に含めて毎月の貸出料金を支払うものとします。

第4条（接続装置の提供）

- 1・本サービスを利用する為に必要な接続装置を貸出する場合は、当社若しくは当社が指定するものがお渡します。設置については利用者において設置するものとし、当社若しくは当社が指定するものが設置する場合は、別途定める「料金表」によるものとします。

- 2・接続装置および付属品は、本サービスの解約の際に当社に返還して頂きます。
- 3・当社が指定する接続装置への一般電話会社の回線の接続、及び一般電話会社との契約は、本サービスの利用者の責任において行って頂きます。
- 4・接続装置にはインターネット網の障害、停電等で装置に電源が供給されなくなった場合または「3SUN電話利用規約」第8条に規定する通信の相手先のダイヤル検出時に、通話の経路を一般電話会社の回線に自動で切り替える機能がありますが、この機能が動作しないことがあったとしても利用者はあらかじめ了解したものとみなします。
- 5・一般電話会社の回線を利用しない利用者は、接続装置への一般電話会社の回線接続及び同事業者との契約は必要ありません。

第5条（接続装置の移転）

- 1・利用者は、利用者の負担により、同一の構内または同一の建物内における、接続装置の移転を請求できます。
- 2・接続装置の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約の変更または制限がある場合があります。
- 3・当社は、利用者から加入者回線の移転の請求があった場合は、当社が提供する接続装置の移転も併せて行います。ただし、第1項の場合を除き、接続装置のみの移転はできません。

第6条（接続装置の撤去）

当社は、利用者から本サービスの利用の一時中断及び解約申請があったときは、当社が提供する接続装置の撤去を行います。

第7条（利用者の義務）

- 1・利用者は、接続装置を本来の用法に従い、善良な管理者の注意を持って維持、管理するものとし、貸出が終了したときは当社へ返却するものとし、また、利用者は次のことを守って頂きます。
 - (1) 当社が「契約約款」および「3SUN電話利用規約」に基づき設置した接続装置は、移動、取り外し、設定内容の変更、分解、若しくは損壊、またはその設備に線条その他の導体を連絡してはいけません。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるときまたは接続装置の接続若しくは保守のため当社が必要であると認めた時は、この限りではありません。
 - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行ってはいけません。
 - (3) 当社が、業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、そのIP電話接続装置に他の機械、付加物品を取り付けてはいけません。
 - (4) 利用者は、接続装置を第三者へ譲渡したり、質入れ、転貸その他の処分を行ってはいけません。
 - (5) 利用者は、接続装置の著しい汚損（シール貼付、削切、着色など）、契約外の不正使用は行ってはいけません。
- 2・利用者は、前項の規定に違反して接続装置を故障、破損した場合は、修理にかかる実費相当分を、また紛失及び修理不能による場合は、料金表で規定する損害金を適用し、当社が指定する期日までに支払うものとし、

第8条（故障等）

- 1・利用者に貸出された接続装置が正常な使用状態で故障、破損または紛失等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該接続装置を正常な接続装置と取り替えます。ただし、接続装置の故障等が利用者の責めに帰すべき事由によるときは、当社が故障等の原因調査、または取替え等の必要な措置に要した費用は、利用者が負担するものと

します。

- 2 ・ 接続装置の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。
- 3 ・ 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による接続装置の故障等に関しては、当社は一切その責任を負わないものとします。

第9条（貸出契約に伴う返却）

本規約に基づく接続装置の貸出が終了した場合、利用者は、接続装置を当社に返却するものとします。ただし、返還が完了するまでの間に接続装置に故障等が発生した場合、当該接続装置の修理費用等は利用者の負担とします。なお、利用者が当社に接続装置を返却しない場合は、当社は、料金表に定める損害金を利用者に請求します。

第10条（権利の譲渡）

利用者は、本規約に基づく権利または義務のいかなる一部についても、第三者に譲渡し、貸与し、または担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第11条（債権の譲渡）

当社は、本規約に基づき利用者に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡または信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。

第12条（業務の委託）

当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

附則（実施期日）

この規約は、平成16年8月1日より実施します。

この改正規約は、平成21年4月1日より実施します。